

赤岡町・夜須町・吉川町・香我美町東川地区（一部）の皆さまへ



水は限りある資源です。節水にもご協力をお願いします！

4月から 水道料金が変わります！

上水道地区（野市町・香我美町）の水道料金との格差をなくすため、昨年度から3年かけて段階的に水道料金の改定を行っています。平成31年度は2年目にあたる年です。

飲料水の安定供給のために上水道、簡易水道ともに水道施設の耐震化や老朽化の対策が重要であり、短い期間に集中しないよう均一に進めていく必要があります。

また、水道事業の経営は水道料金収入で成り立っており、今後予測される人口減少で収入が減少してしまうと極めて厳しい事業経営になってしまうため、効率的な運営を目指さなければいけません。そのためにも、平成32年度には上水道事業と簡易水道事業を統合し、香南市水道事業として一体化していく予定です。

ライフラインである上下水道は、市民生活に密接しており事業運営については、皆さんの上下水道料金なくしては成り立っていきませんので、ご理解ご協力をお願いします。

■簡易水道事業地区の料金改定表

	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金	超過水量	超過料金
現在		695円		88円		92円
2019年4月～	1～10m ³	790円	11～20m ³	96円	21m ³ 以上	104円
2020年4月～		886円		104円		116円

毎月お届けしている検針票で実際の料金がいくらになるか事前に分かります

4月使用分(6月請求分)からのお支払いをお願いします！



しっかり届け出、きちんと納税。

「原動機付自転車・軽自動車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している方に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金（1年間分）がかかりますのでご注意ください。

■税務収納課 ☎57-8504

納付書は5月上旬にお送りします。

24h コンビニで支払えます！

納付書で、土日や夜間等でも支払えます。ぜひ活用してください。

※納期限を過ぎた納付書では支払えません



こんな時には届け出を！

- ✓ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ✓ 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- ✓ 所有者が死亡した
- ✓ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった（警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です）

※他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、印鑑（納税義務者と届出者）とナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください

※届け出先は車種によって異なります（右表参照）

■軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車 (125cc以下)、 農耕作業車など	軽自動車(四輪等)、 軽二輪車 (126cc～250cc)	二輪の 小型自動車 (251cc以上)
受付施設	市役所税務収納課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-2 ☎050-3816-3125	高知運輸支局 高知市津乙 1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの	印鑑、必要事項（メーカー名、車台番号、排気量）の分かるもの、ナンバープレート（廃車時・名義変更時）、旧所有者の譲渡証明書（個人譲渡時）	住民票（発行後3カ月以内）、印鑑、自賠責保険証書、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレート ※手続き内容により必要書類が異なります。また、上記以外にも書類が必要な場合もありますので、詳しくは受付施設にお問い合わせください	

■軽二輪(126cc～250cc)の届け出先は、7月1日から高知運輸支局になります。

グリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

■軽課（税の優遇）…平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得（新規登録車両に限る）した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。

■重課（税の上乗せ）…平成18年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車が対象。

※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外

登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあるのでご注意ください。

- 軽自動車税の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 車検を受ける際の納税証明書の再発行・取得に時間がかかる
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる など

忘れないように！

